

## 第 21 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 12 日 ( 金 ) 10:00 ~ 11 : 30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員
  - ・審議協力者 ( 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行 )
  - ・調査実施者 ( 岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、江刺平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長、平野経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス産業統計室長 )
  - ・事務局 ( 杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名 )
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並び工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について
- 5 概 要
  - ( 1 ) 事務局から、前回部会の結果概要の説明が行われた。その後、前回部会の調査事項の審議の際に意見のあった企業の内部取引について、調査実施者から補足説明が行われ、改めて前回部会の審議内容について確認された。
  - ( 2 ) その後、平成 24 年経済センサス-活動調査 ( 以下「本調査」という。 ) の実施計画に対する論点の結果の公表等について審議を行い、集計事項については、本調査と既存統計調査との関係において、利用者の継続利用を確保できる設計となっており妥当とされた。なお、確報集計の公表時期については、今後明確な公表スケジュールを示すことが必要であるとされた。

また、国民経済計算確報推計に用いる製造業のデータ提供については、内閣府から意見聴取を行ったところ、実施計画の対応で問題ないとの発言があり、本調査の実施計画は、妥当であるとされた。
  - ( 3 ) 他の基幹統計調査との重複について、本調査には商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査の結果の利活用の継続性等を確保できるものとされていることから、当該基幹統計調査の中止及び実施時期の変更は妥当であるとされた。
  - ( 4 ) 経済構造統計の指定の変更について、総務省及び経済産業省の共同で実施される本調査を基幹統計調査とすることから、本調査から作成される経済構造統計の作成者を総務

省及び経済産業省に変更することは、妥当であるとされた。

(5) 委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

< 企業の内部取引の取扱いについて >

企業の内部取引については、事業所が独立会計になっていなければ把握は難しい。企業により会計処理がまちまちであり内部取引の処理も千差万別である。また、複数産業の企業では、産業間の流れもあり、内部取引は単純に把握できるものではない。

企業の内部取引については、製造業に限定するのではなく、サービス業等も含めて、本調査実施後の今後の課題として、企業の内部取引がどのように把握できるか検討していただきたい。

< 結果の公表等について >

経済センサス-基礎調査の公表が予定より遅れている。本調査においては、計画どおりに公表できるよう努力してもらいたい。

本調査の公表結果を調査計画等に活用する予定の利用者がいるので、今後、確報集計の公表スケジュールを明確に示していただきたい。

< 他の基幹統計調査との重複について >

国民経済計算の作成者である内閣府には、基本計画の指摘にもあるように、国民経済計算の年次推計方法の確立のため、工業統計調査を用いない代替推計の検討を精力的に進めていただきたい。

商業統計調査は、実施時期が平成 26 年に変更されるということであるが、平成 26 年には経済センサス-基礎調査及び農林センサスといった大規模調査が実施されることとなっているため、地方公共団体の事務負担に配慮した調査内容等を検討していただきたい。(東京都)

平成 24 年 12 月に工業統計調査が実施される。調査内容についても、報告者の負担及び地方公共団体の事務負担に配慮したものを検討していただきたい。(大阪府)

平成 28 年経済センサス-活動調査が 7 月頃の実施になるとのことだが、企業物価指数の基準改定時期との問題があるので、結果の提供時期について御配慮をお願いしたい。

(日本銀行)

## 6 次回予定

平成 22 年 12 月 6 日(月) 15 時 30 分から中央合同庁舎 4 号館 12 階共用第 1214 特別会議室において開催することとされた。